

資料No.5

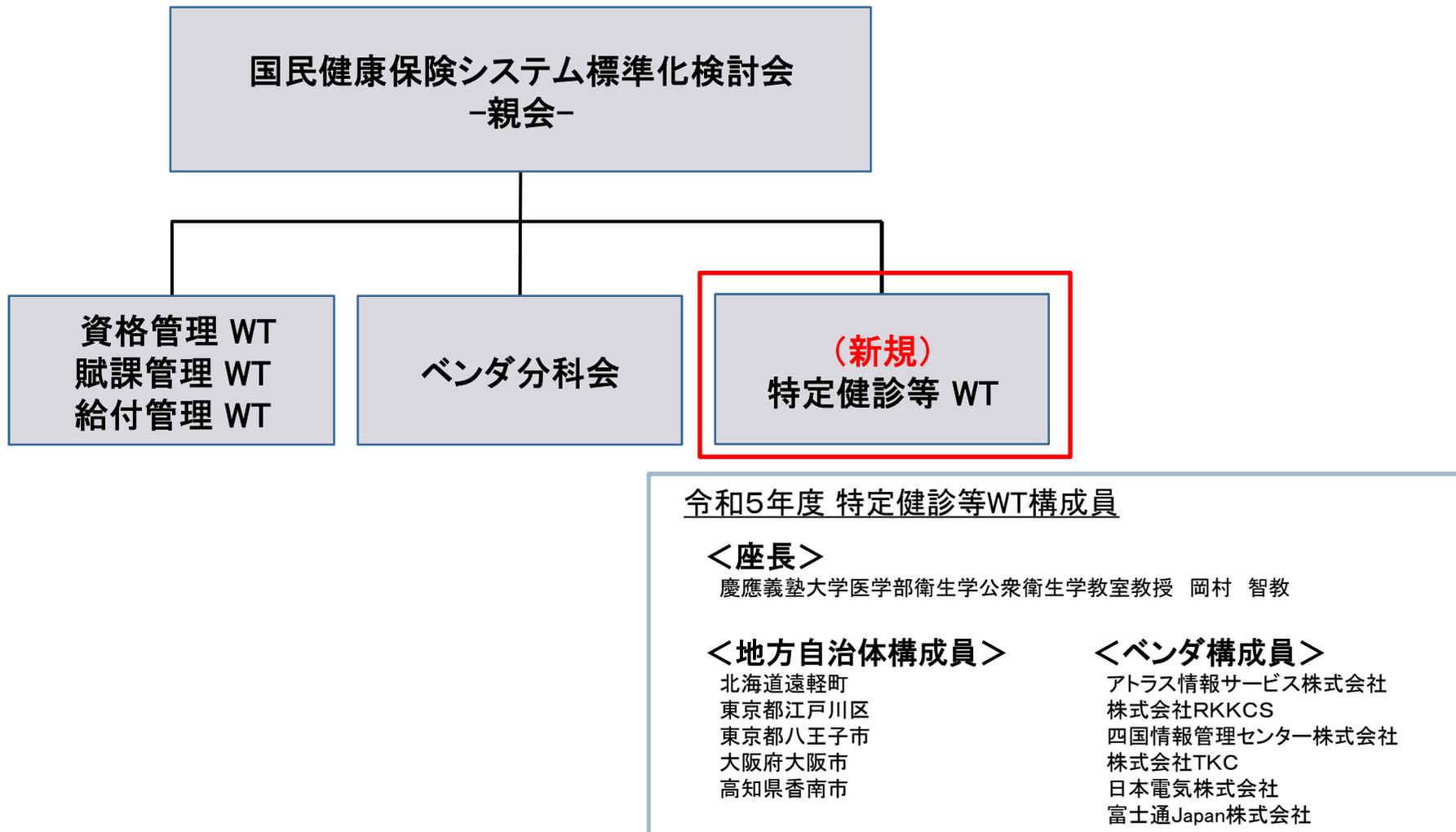
国民健康保険システム標準化
第2回検討会
(書面開催)

令和5年11月20日

令和5年度国民健康保険システム標準仕様書検討会・特定健診等
WTの検討体制・スケジュールについて

1. 会議体全体図

- 国民健康保険システム標準化検討会に特定健診等WT(ワーキングチーム)を新設。
- 特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査について特定健診等WTで検討。
- 特定健診等WTで検討した結果を検討会(親会)で承認。



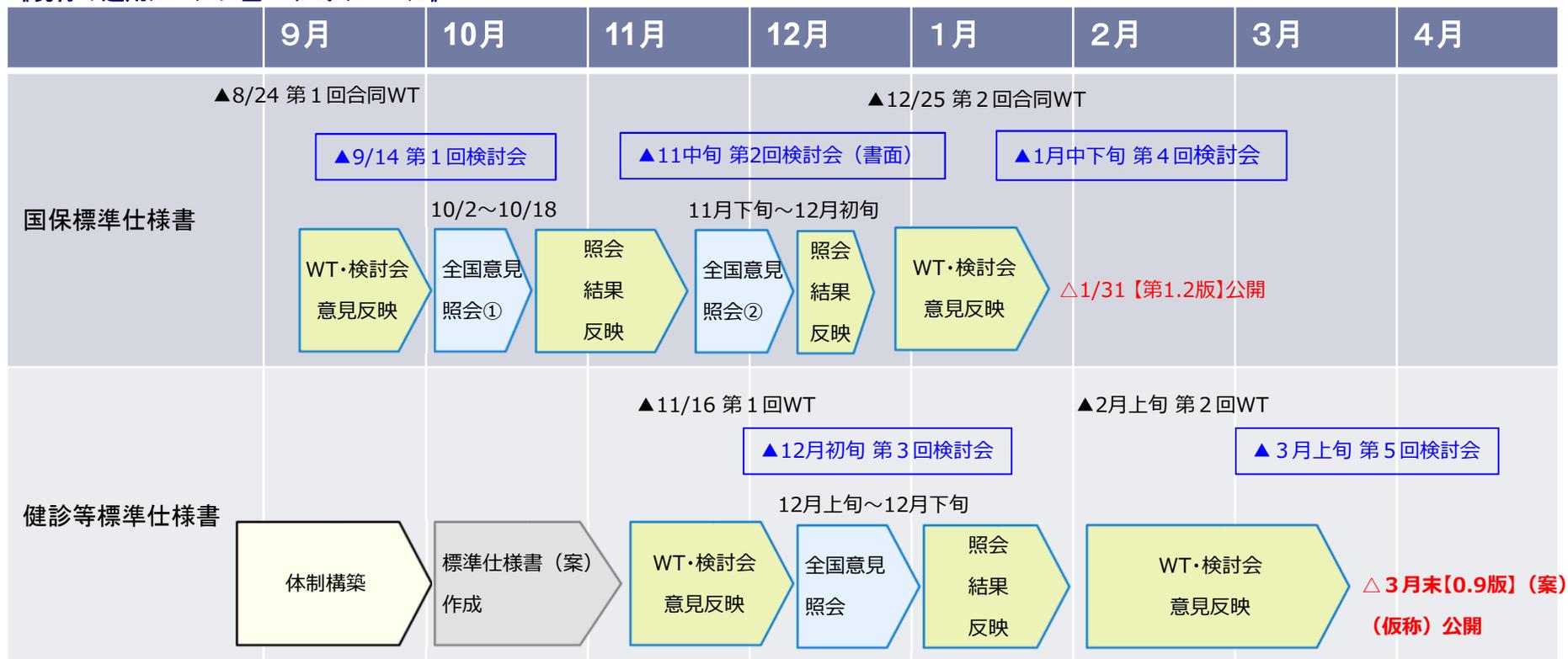
令和5年度 検討スケジュールと課題について

【検討体制・スケジュールに関する課題】

- ①国保業務の検討加えて、特定健診等WTにおける検討業務を追加すると、国保業務用と特定健診等業務用の両方について検討会を開催することとなり、委員の負担が増大することが懸念されること。
- ②検討会については、国保システムの機能要件を議論するため、国保業務に携わる自治体及びベンダの担当で構成されており、特定健診等に係る機能要件について議論を行うことを想定した体制となっていないこと。
- ③国保・特定健診ともに限られた期間での公開が必要であるが、全国意見照会や標準仕様書の公開にあたっては、検討会を開催した上で次の作業工程に進むという従来からの運用ルールを厳格に適用することで、公開スケジュールに影響が生じる可能性があること。

⇒ ①～③の課題を解消したうえで、円滑な検討を行うため、現行の開催要綱の改正する。

《現行の運用ルールに基づくスケジュール》



※検討会委員については特定健診等WTへのオブザーバー参加を可能とする。

令和5年度 検討スケジュールと課題について

【検討体制・スケジュールに関する課題に対する対応について】

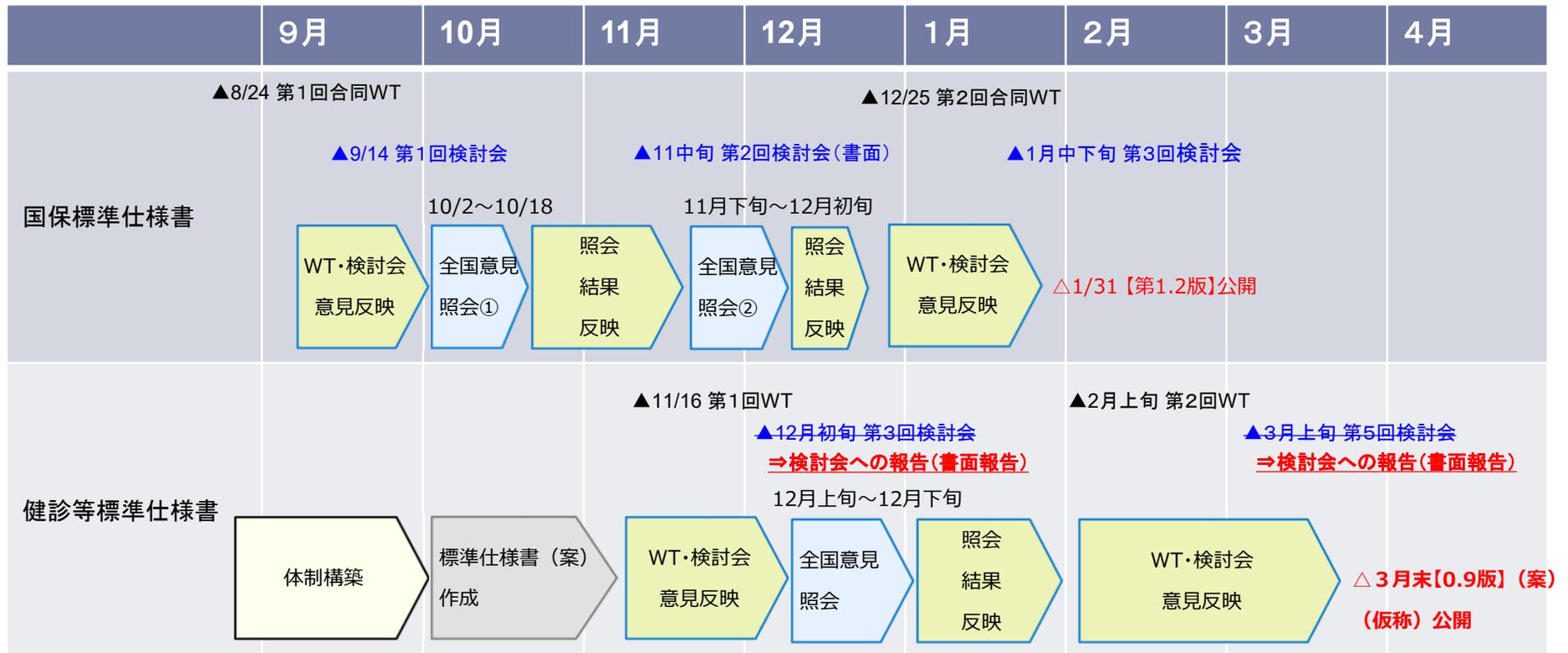
○ 特定健診等の標準仕様書については、標準仕様書の位置付け(国保のサブユニットとして個別に策定)や検討体制(特定健診等業務に携わる自治体・ベンダの担当者が構成)を考慮すれば、国保からは独立した形で議論が進められることが運営上、特定健診WTでまとめられた議論の結果を、次工程に進めることを可能とするための開催要綱の整備(※)を行うこととする。

※ 「国民健康保険システム標準化検討会開催要綱」とは別に「特定健診等ワーキングチーム開催要綱」を策定する。特定健診等WTにおける議論の結果については、検討会へ書面報告を行うこととする。

※ 国保・特定健診等でそれぞれ検討を行うが、対象者データの連携等、特定健診等システム標準仕様書で規定する機能要件により、国保システムの機能要件に影響が生じる場合には、国保の機能要件の議論の中で取扱うこととする。

○ 今回の検討会にて、開催要綱の整備を行った後、特定健診等の機能要件に係る全国意見照会から上記運用を開始する予定。

《改正後スケジュール》



※検討会委員については特定健診等WTへのオブザーバー参加を可能とする。

(参考)開催要綱の改正趣旨

資料No.7国民健康保険システム標準化開催要綱 新旧対照表

新	旧
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)
第3 国民健康保険システム標準化検討会	第3 国民健康保険システム標準化検討会
1～3 (略)	1～3 (略)
4 ワーキングチーム	4 ワーキングチーム
(1) 座長は、必要に応じ、 <u>業務単位等</u> でワーキングチームを開催することができる。	(1) 座長は、必要に応じ、 <u>国民健康保険システム標準化検討会</u> にワーキングチームを開催することができる。
(2) ワーキングチームの構成員は、座長が決定する。	(2) ワーキングチームの構成員は、 <u>国民健康保険システム標準化検討会の構成員である自治体職員、関係機関の職員等からの推薦を受け、座長が決定する。</u>
(3) <u>座長は、必要に応じて、当該ワーキングチームの構成員の中から、ワーキングチーム座長を指名することができる。</u>	(新設)
(4) <u>国民健康保険システムのサブユニットである特定健康診査・特定保健指導に係るワーキングチームの開催要綱については、別に定める。</u>	(新設)

《 開催要綱第3の4 改正趣旨 》

- (1) 合同WTとして開催することもあることを踏まえ、実態に即して表現を修正。
- (2) 現在は、推薦を前提としていないことから、当該規定を削除。
- (3) 特定健診等WTにおいては、検討会座長の指名により、学識経験者からWTの座長に就任していただいたこと、また、今後、他のWTにおいても同様の対応が必要となった場合に備え、規定を整備。
- (4) 特定健診等WTについて、独立した運営が可能となるよう、開催要綱を別途定める旨を規定。

※ただし、特定健診等WTが国保検討会が設置するWTであることから、特定健診等WTの開催要綱中に、国保検討会への報告規定を設ける。

⇒「全国意見照会、標準仕様書の公開、その他座長が必要と認める場合は、国民健康保険システム標準化検討会への報告を行うものとする。」

(資料No.6-2特定健診等WT開催要綱 第3の4(2)抜粋)